

遠隔監視探証装置の調達に関する公募

保 装 船 第 1 5 5 6 号
平 成 3 1 年 2 月 5 日
海上保安庁装備技術部船舶課長 矢頭 康彦

次のとおり、参加者を公募する。

1. 公募の概要

本案件は、海上保安庁が調達を行う「遠隔監視探証装置」について買入契約を希望する事業所を公募するものであり、参加を希望する者は、技術審査基準に従って申請書を提出すること。

技術審査基準等必要な資料は下記6.の問い合わせ先で配布する。(同資料は申請書を提出後に回収する。)

2. 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA又はBに格付けされ関東甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- (4) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

3. 応募要領

当庁の要求する仕様を満足する製品を納入できることを確認するため、下記6.において配布する技術審査基準に求める資料を提出すること。

4. 案件の概要等

(1) 案件の内容

遠隔監視探証装置1式ほか4点買入

(2) 装置の概要

本装置は、巡視船に搭載し、望遠カメラ装置により遠方から近傍まで広範囲にわたる海上を撮影し記録する監視探証装置である。

(3) 納入期限

平成34年12月23日

5. 資料配布期間及び申請書の受付期間

(1) 「技術審査資料」作成に必要な資料の配布期間

平成31年2月5日から平成31年2月12日17時まで

(2) 申請書の受付期間

平成31年2月5日から平成31年2月12日17時まで

6. 問い合わせ先及び審査資料の提出場所

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

海上保安庁装備技術部船舶課（担当：森）

電話（03）3591-6361 内線4421

7. その他

(1) 合否の決定

平成31年2月14日までに文書により通知する。

(2) 当該調達の様式書は、この公募により応募した者が審査に合格し、秘密保全に関する誓約書を提出した後に配布する。

(3) 本調達は、平成30年度の第二次補正予算成立を条件とする。